

令和7年度

綾瀬市公設放課後児童クラブ

のご案内



＜ 目 次 ＞

- 1 公設放課後児童クラブの開設について・・・・・・・・・・ 1 ページ
（1）運営について
（2）指導内容
- 2 公設放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・ 1 ページ～
（1）開設場所
（2）開所日、開所時間など
（3）入所条件
（4）利用料について
- 3 申請方法・・・・・・・・・・ 3 ページ～
（1）募集期間
（2）申請場所・方法
（3）入所の承認
（4）延長保育の申請について
（5）保育料の減免等申請について
（6）変更届、退所届について
- 4 公設放課後児童クラブの利用にあたって・・・・・・・・・・ 7 ページ～
（1）入所の説明
（2）入所決定後の提出書類について
（3）持ち物
（4）児童の送迎について
（5）学校の避難訓練、集団下校の対応について
（6）児童の病気、その他の緊急時の場合
（7）感染症などについて
（8）学級閉鎖等の場合について
（9）地震、台風などの災害について
- 5 公設放課後児童クラブでの過ごし方について・・・・・・・・・・ 12ページ
- 6 その他・・・・・・・・・・ 12ページ
- 7 問い合わせ先・・・・・・・・・・ 12ページ
- 8 市内の民設民営放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・ 13ページ
- 9 綾瀬市公設・民設放課後児童クラブ位置図・・・・・・・・・・ 14ページ
- 10 公設放課後児童クラブの臨時休所措置等に係るガイドライン・・・・・・・・ 15 ページ～

1 公設放課後児童クラブの開設について

(1) 運営について

綾瀬市では、保護者が就労や疾病等により、昼間家庭において、児童に健全な育成を行うことができないと認められる家庭の児童を対象とした公設放課後児童クラブの整備を行い、平成28年4月より開設しています。

市が開設する公設放課後児童クラブは、市が選定した事業者が業務を委託し、資格を持った指導員等が家庭や地域の方々などの理解や協力を得ながら児童の指導にあたります。クラブでの生活や遊びを通して、一人一人の発達や成長、自立を促すとともに、協調性や社会性を養いながら、集団の中で楽しく過ごすことができるよう、運営を行っています。

(2) 指導内容

児童が安心して過ごせる生活の場として相応しい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図ります。

2 公設放課後児童クラブの概要

(1) 開設場所

クラブ名	主な学区	所在地	電話番号	定員
綾瀬小放課後児童クラブ	綾瀬小	深谷中 5-1-1	0467-98-7043	40 名
ながぐつ放課後児童クラブ	綾西小	綾西 2-11-14	0467-98-7092	35 名
落合小放課後児童クラブ	落合小	落合北 3-10-1	0467-98-7277	40 名
土棚小放課後児童クラブ	土棚小	上土棚南 6-1-1	0467-91-7347	32 名

※施設に関するお問い合わせは各施設まで、申請手続き等に関するお問い合わせは保育課（0467-70-1702）までお願いいたします。

(2) 開所日、開所時間など

開所日、保育時間

①学校の授業の休業日以外の日：授業の終了後から午後8時まで

②学校の授業の休業日：午前8時から午後8時まで

※午後7時から午後8時までは、延長保育時間となります。

休所日

①日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

②1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

※災害等によりクラブ開所が困難と認められる場合は、臨時に休所することがあります。

(3) 入所条件

①入所対象児童（原則として、次の要件をいずれも満たす児童。）

- ・綾瀬市に住所を有し、小学校に就学している児童
- ・保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において健全な育成を受けられない児童

※入所申請時に届出された理由以外や私的な用事では、お預かりできません。

※児童の安全を考え、午後5時以降は必ず公設放課後児童クラブへの送迎を行ってください。迎えは開所時間終了時刻（午後7時。延長保育の申請をした場合は午後8時。）までに来ていただけることが前提となっております。

②入所に必要な保護者の就労条件

- ・1か月当たりの就労時間が64時間以上

※フルタイムのほか、パートタイムや夜間など基本的に全ての就労が当てはまります。

(4) 利用料について

①保育料（保険料、おやつ代を含む金額）

区分	金額
低学年（1年生から3年生まで）	13,000円/月
高学年（4年生から6年生まで）	10,000円/月

- ・保育料の納付方法は、原則として口座振替とさせていただきます。
- ・長期欠席の場合でも徴収させていただきます。

②延長保育料（要申請）

児童1人につき1回500円（月の限度額は2,500円）

- ・延長保育料の納付方法は、原則として利用月の翌月に口座振替（その月の保育料と合算して請求）とさせていただきます。
- ・延長保育料については、兄弟割引はありません。
- ・詳しくはP. 6を参照してください。

●兄弟割引について

1世帯につき2人以上の児童が入所した場合は、最も学年が高い児童（最も学年が高い児童が2人以上いる場合は、いずれか1人とする。）を除く児童の保育料の額を2分の1の額とします。

●保育料等の減免制度について

詳しくはP. 6を参照してください。

3 申請方法

(1) 募集期間

4月1日入所希望者の申請

令和7年1月7日（火）から1月24日（金）まで

※上記募集期間後に申請された方の入所審査は、期間内に申請した方の審査終了後になります。

※年度ごとの申込のため、令和5年度に入所承認を受けた方についても、令和6年度の利用を希望される場合は都度申請いただきます。

日時	受付時間	受付場所
令和7年1月7日（火） ～1月17日（金） ※土・日曜日除く	午前8時30分～午後5時	綾瀬市役所2階 保育課
令和7年1月18日（土）	午前8時30分～正午	
令和7年1月20日（月） ～1月24日（金）	午前8時30分～午後5時	

※令和7年1月19日（日）は受付を行いませんので、ご注意ください。

上記募集期間後の申請（利用希望月が5月1日以降）

申込は随時受け付けておりますが、定員に空きがない場合は、待機として登録されます。（一度提出されれば、年度内の申込についての再提出は不要です。）

なお、毎月の申込は希望月の前月10日が締め切りです。

例）入所希望日が6月1日の場合、5月10日が申込の期限となります。

利用希望月 （令和7年度）	受付期間	締切日
5月以降の月	市役所の開庁日 （土日祝・12月29日～1月3日を除く）	希望月の前月の10日

※上記の締切日が土日祝日である場合、その前日が締切日になります。

※郵送申込の場合は、締め切り必着です。

※令和8年4月の入所スケジュールは令和7年年末を目途に広報やHPにて公開します。

(2) 申請場所・方法

保育課に以下の書類を提出してください。（郵送申請の場合は、身分証明書の写しを添付し、受付期間内必着）

【申請に必要なもの】

- ①放課後児童クラブ入所申請書（第1号様式）※児童1人につき1枚
- ②就労証明書（第2号様式）など
 - ・同居している65歳未満の就労している方全員の証明が必要です。
 - 次ページの表を参考にご提出ください。
- ③児童調査票（第3号様式）※児童1人につき1枚
- ④放課後児童クラブ保育料等減免申請書（第3号様式）（該当者のみ）
- ⑤放課後児童クラブ延長保育申請書（第6号様式）（希望者のみ）

【申請に係る注意事項】

- ・様式は市ホームページからダウンロードまたは市役所にて配布します。
市ホームページアドレス：<http://www.city.ayase.kanagawa.jp>
- ・公設放課後児童クラブの未納金がある場合、納付の確認がされるまで入所審査を保留する場合があります。
- ・入所後においても、公設放課後児童クラブでのルールが守れない場合（開所時間終了時刻までに迎えに来られない、保育料の滞納等）、入所を取り消す場合があります。
- ・小学校の授業の休業日（夏休み等）だけの一時利用等はできません。

(3) 入所の承認

- ・当初募集期間内に申請のあった児童の入所承認は、申請受付順ではなく、入所の優先順位が高い児童（低学年等）から順次承認します。
- ・4月の入所審査の結果につきましては、2月中旬に保護者へ通知する予定です。
- ・申請内容が事実と反したものである場合には、審査の対象としません。また、入所決定後であっても、以下に該当する場合は入所を取り消す場合があります。
 - ①公設放課後児童クラブに入所している児童が、入所要件（原則として、綾瀬市に住所を有し、小学校に就学しており、保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において健全な育成を受けられない。）を具備しなくなったとき。
 - ②偽りその他不正の行為により入所の承認を受けたとき。

《②就労証明書などにおける必要添付書類》

入所を希望する理由	必要添付書類
勤務している（就労が内定している）ため	・ 就労証明書（第2号様式）
疾病、負傷、障害のため	・ 医師の診断書（病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可） ・ 身体障害者手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 療育手帳の写し
親族を常時介護しているため	・ 介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書（病名や療養期間の記載のあるもの。写しも可） ・ 身体障害者手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 療育手帳の写し
就業を目的として学校・職業訓練校等に就学しているため	・ 在学証明書（期間のあるもの）、時間割
母親が出産（予定）のため	・ 母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記入されたページ） ※余白に「児童氏名、児童生年月日、在籍（予定）小学校名」を記入してください。
求職活動中（起業準備を含む）のため	・ 求職カード・雇用保険受給者資格証 ・ 求職活動申立書・誓約書のいずれか ※求職での入所承認期間は3か月です。
育児休業中のため	・ 育児休業取得期間証明書・育児休業証明書 ・ 育児休業給付金支給決定通知書のいずれか
自営業の場合	就労証明書の他に、次のいずれかの書類 ・ 個人事業の開業届の写し ・ 営業許可書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・ 自営業確認調書（民生委員の記名及び捺印が必要） ・ その他自営が確認できる書類

(4) 延長保育の申請について

午後7時～午後8時における保育を必要とされる場合は、放課後児童クラブ延長保育申請書（第6号様式）を市役所まで提出してください。

○保育料：児童1人につき1回500円（月の限度額は2,500円）

※延長保育料の納付方法は、原則として利用月の翌月に口座振替（保育料と合算して請求）とさせていただきます。）

(5) 保育料の減免等申請について

保育料の免除・減額の要件に該当し、制度の利用を希望される方は、放課後児童クラブ保育料等減免申請書（第3号様式）を市役所まで提出してください。

○対象者：以下のいずれかに該当する場合

- ①児童の属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に該当する場合
- ②児童の属する世帯が、当該年度分（4月から8月までの保育料等にあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯に該当する場合
- ③入所児童を監護する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当を受給している場合または、入所児童が綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号）に基づく医療費の助成を受けている場合
- ④児童の属する世帯が、失業、疾病等により収入が全く得られなくなり、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合
- ⑤児童の属する世帯が、災害等やむを得ない事情により、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合

(6) 変更届、退所届について

住所や勤務状況等の変更

申請書に記載した内容（住所、家族、就労状況（勤務時間変更、勤務先の変更、退職等）など）に変更があった場合は「放課後児童クラブ利用変更届（第9号様式）」を保育課へ提出してください。なお、勤務先の変更の場合はあわせて就労証明書も提出ください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も知らせてください。

長期の欠席、退所の手続き

長期の欠席（休所）又は退所する場合は、事前に「放課後児童クラブ退所・長期の欠席届（第10号様式）」を保育課へ提出してください。

※長期の欠席での届出があっても、保育料は徴収させていただきます。

※退所する場合は、原則月末での退所となります。また、届出がない場合は欠席扱いとなり、保育料がかかりますので注意してください。

★(4)～(6)の各種届出は、入所後電子での申請も可能です。入所後別途ご案内します。

4 公設放課後児童クラブの利用にあたって

(1) 入所の説明

「放課後児童クラブ入所承認通知書（第4号様式）」と併せて各公設放課後児童クラブで実施する入所者説明会（年度当初の入所者は3月上旬から中旬実施予定）の御案内を同封いたしますので、ご出席いただき、説明を受けてください。

(2) 入所決定後の提出書類について

入所が決定した方は、別途配布するお子さんの状況や緊急時の対応における確認を行うための書類に必要事項を記入のうえ、入所者説明会時等に各公設放課後児童クラブに提出してください。

(3) 持ち物

入所時（主なもの）	・ うわばき（学校とは別のもの） ・ タオル ・ 着替え袋（下着、靴下含め着替え一式） ・ 汚れたものを持ち帰るビニール袋 ・ 防災ずきん又はヘルメット（学校とは別のもの） ・ 雑巾（1枚）
毎回必要なもの	・ 連絡帳（児童クラブで用意） ・ ハンカチ・ティッシュ
土曜日や長期休み	・ リュックなどのカバン ・ 学習するもの（学習の時間に使用します。） ・ お弁当・水筒

※持ち物には、必ず名前を記入してください。（雑巾には不要）

※学校に持ってきていけないものは、放課後児童クラブも同様です。

※お金や遊び道具は持参しないでください。

※紛失・盗難等については責任を負えませんのでご了承ください。

※長期休暇やイベント時には、別途クラブで指定するものを用意いただく場合があります。

※学校休業日（土曜日、夏休み等）又は小学校で給食のない日には、お弁当を持たせてください。（おやつの提供は行います。）

(4) 児童の送迎について

①送迎での注意事項

- ・ 公設放課後児童クラブは児童自身で通所することを基本としています。往復時のお子様の安全指導を徹底してください。なお、**午後5時以降は保護者のお迎えが必須となります。**
- ・ 午後5時前に児童1人で帰宅させる場合には、冬季等は日没時間が早くなるため、日没前には帰宅できるよう、公設放課後児童クラブを出る時間を早めてください。

- ・午後7時までには必ずお迎えをお願いします（延長保育の申請をされた場合は午後8時まで）。
- ・土曜日や長期休みなどの際は、児童の自転車やサンダルによる通所は危険ですので、禁止しています。
- ・地震や台風などの災害による学校休校に伴う公設放課後児童クラブ「開所」時については、保護者の送迎を必須とします。

②送迎の方法

【保護者の方の自転車の利用について】

各施設の駐輪場においてください。駐輪は送迎時の一時的利用のみとし、長時間の駐輪はご遠慮ください。

【保護者の方の車での来所について】

各施設の指定された駐車場においてください。駐車は送迎時の一時利用のみとし、長時間の駐車はご遠慮ください。また、駐車の際は周りにお子さまがいかなど注意いただき、事故のないよう安全に十分お気をつけください。

【各放課後児童クラブ駐車場】

クラブ名	駐車場台数	場所
綾瀬小放課後児童クラブ	3台	体育館横 来賓駐車場
ながぐつ放課後児童クラブ	3台	綾西高齢者憩いの家 駐車場 (夕方は16時以降、朝は7時30分から9時まで利用可能)
土棚小放課後児童クラブ	3台	学校北門から入り 体育館横（東側） 駐車場

※落合小放課後児童クラブについては、車での送迎は可能ですが、学校内の駐車スペースが狭いため、極力ご遠慮いただくようお願いします。

③送迎される保護者等について

- ・公設放課後児童クラブへの送迎は必ず、児童の安全を考え、事前にお迎えに来る方として申請いただいている保護者又は成人の代理人が行ってください。
- ・やむを得ず別の方がお迎えに来る場合には、連絡帳等にて氏名、年齢、性別等を記入いただくなど事前に報告してください。
報告がない場合はお電話にて確認をとり、確認がとれた場合のみ引き渡すこととします。
- ・緊急の事情により予定の時間までにお迎えができない場合は、早めに必ず公設放課後児童クラブへ連絡をしてください。
- ・特別支援学級に在籍している等、特別に支援が必要な児童については、必ず、保護者又は成人の代理人が送迎してください。

(5) 学校の避難訓練、集団下校の対応について

- ・児童の引き取りには、公設放課後児童クラブの指導員が行くことができます。
- ※公設放課後児童クラブの指導員による引き渡しを希望される場合については、学校への届け出を行う必要があります。

※公設放課後児童クラブでも、防災訓練（児童の避難訓練及び保護者等への引渡し訓練）を実施します。ご協力をお願いします。

(6) 児童の病気、その他の緊急時の場合

- ・公設放課後児童クラブでは、薬のお預かりは原則できません。（どうしても必要な場合は、指導員の介助を必要とせずに児童自身で薬を使用できる場合のみとします。）
- ・児童が病気などにより公設放課後児童クラブでの活動に参加できない場合には、保護者宛てに連絡をしますので、お迎えをお願いします。
- ・保護者に連絡が取れない場合には、入所決定後にお渡しする書類等に記入いただいた方に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

(7) 感染症などについて

- ・学校出席停止となる感染症にかかった場合は、公設放課後児童クラブを利用できません。
- ・疾病完治による児童の再保育開始をするにあたっては、保護者からの治癒証明を書面にて提出していただく必要があります。
- ・対象となる疾病：流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）、麻疹（はしか）、風疹（みっかはしか）など。（感染症であってもインフルエンザ・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）などの場合には治癒証明書は不要です。）

(8) 学級閉鎖等の場合について

新型コロナウイルスやインフルエンザなどにより、学級閉鎖となったクラスの児童は、感染拡大防止のため、公設放課後児童クラブを利用できません。

【新型コロナウイルス・インフルエンザなどによる学級閉鎖、休校の場合】

発令のタイミング	措 置	対 応
当日在校時	休 校	本人の健康が確認できれば、通常どおり保育します。ただし、その後体調不良が見受けられた場合は、保護者又は代理人の方の速やかなお迎えをお願いします。
	学級閉鎖	
翌日以降	休 校	放課後児童クラブ閉所。学校同様、放課後児童クラブにも通所できません。
	学級閉鎖	学級閉鎖が発令されたクラスに在籍する入所児童は、学校同様、放課後児童クラブにも通所できません。

（９）地震、台風などの災害について

- ・地震や台風などの災害により、小学校が休校になった場合であっても、公設放課後児童クラブは「開所」します。なお、保育時間中に台風などの事由により、児童１人での帰宅が困難であると判断される場合は、保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

詳細については、次のとおりです。

【災害発生時等の対応について】

１．児童が「学校」にいる場合

災害の種類	災害状況	放課後児童クラブの対応
地震	市内で震度５弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	基本的に、放課後児童クラブを「開所」しますが、状況に応じて保護者に連絡し、保護者又は代理人の方にお迎えをお願いする場合があります。
	上記以外	
悪天候 (大雨・洪水・暴風・大雪)	「警報（大雨・洪水・暴風・大雪）」が「綾瀬市」に発令された場合、その他悪天候の場合	
その他	不審者の発生など上記以外	なお、放課後児童クラブ指導員が出動することが困難な状況の場合等は「閉所」することがあります。

２．児童が放課後児童クラブにいる場合

災害の種類	災害状況	放課後児童クラブの対応
地震	市内で震度５弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	放課後児童クラブは児童全員を保護者等に引き渡すまで「開所」しますが、保護者又は代理人の方は速やかに放課後児童クラブへ迎えに来てください。 ※避難所が開設された場合は、児童は避難所へ移動することがあります。その場合は放課後児童クラブ入口にその旨の掲示をします。
	上記以外	放課後児童クラブは「開所」しますが、状況に応じて保護者に連絡し、保護者又は代理人の方に速やかなお迎えをお願いする場合があります。
悪天候（大雨・洪水・暴風・大雪）		
その他	不審者の発生など上記以外	

3. 児童が自宅（登校前）にいる場合

災害の種類	災害状況	放課後児童クラブの対応
地震	市内で震度5弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	（学校が休校の場合） 放課後児童クラブは「開所」します。 （学校が登校を遅らせた場合） 原則として、通常通り（学校の授業の終了後より）「開所」します。 （学校の授業の休業日） 放課後児童クラブは「開所」します。
	上記以外	
悪天候 （大雨・洪水・暴風・大雪）	登校日の午前7時時点のNHK地上デジタル放送のデータ情報（気象情報）で「警報（大雨・洪水・暴風・大雪）」が「綾瀬市」に発令された場合等	
その他	不審者の発生など上記以外	なお、放課後児童クラブを「開所」する場合であっても、指導員が出勤することが困難な状況の場合等は「閉所」することがあります。

※風水害（台風・集中豪雨等）における公設放課後児童クラブの臨時休所措置等に係るガイドライン（P.15）を参照してください

※連絡手段については、電話連絡やメール配信となります。

※クラブの運営は、市が委託する事業者が行うため、持ち物や事業内容について変更がある可能性があります。



5 公設放課後児童クラブでの過ごし方について

(1) 1日の過ごし方(例)

【平日】 開所:放課後 放課後～16:00……順次通所 放課後～16:30……学習時間 放課後～16:30……自由遊び 16:30～17:00……おやつ・掃除 17:00～19:00……自由遊び 19:00～20:00……延長保育 順次帰宅 ・開所時間は学校の下校時間に合わせて、 変更します。 ・始業式、短縮授業等の場合は開所が早くな ります。	【土曜日など】 開所:8:00 8:00～9:00……順次通所 9:00～10:00……学習時間 10:00～12:00……自由遊び 12:00～12:30……昼食 12:30～13:00……休憩 13:00～15:30……自由遊び 15:30～16:00……おやつ・掃除 16:15～19:00……自由遊び 19:00～20:00……延長保育 順次帰宅 ・学校休業日(土曜日、夏休み等)の過ごし 方です。
---	--

※1日の過ごし方は、各公設放課後児童クラブによって異なります。

6 その他

- ・入所については、児童本人の意思も重要な部分を占めています。入所申込前に必ず親子で話し合いをしてください。
- ・入所児童が学校等施設の備品などを破損したときは、原則として保護者に修理代を負担していただきます。
- ・中抜けを禁止しており、公設放課後児童クラブに出席した後に塾や習い事等へ行くことはできますが、再び公設放課後児童クラブに戻ってくることはできません。
- ・公設放課後児童クラブでの様子を、市の広報やホームページ等に掲載するほか、市が運営を委託する事業者が事業成果・事例紹介として外部へ公開する場合があります。

※児童の顔などが特定されるような場合は、別途保護者の方へ承諾をいただいた上で、掲載させていただきます。

- ・クラブでの子どもの様子の報告や保護者同士の交流を目的として、学期ごとに保護者説明会(保護者会)を開催します。

7 問い合わせ先

【綾瀬市役所健康こども部保育課保育・学童担当】

住 所：綾瀬市早川550番地(窓口棟2階)

電 話：0467-70-1702

E-mail：wm.701702@city.ayase.kanagawa.jp

8 市内の民設民営放課後児童クラブ一覧

市内には保護者会等が運営を行う民設民営の放課後児童クラブがあります。市が開設する公設放課後児童クラブとは入所条件や運営方法、保育料などの違いがありますので、入所等に関する問い合わせについては、以下の民設民営放課後児童クラブへ直接お問い合わせください。

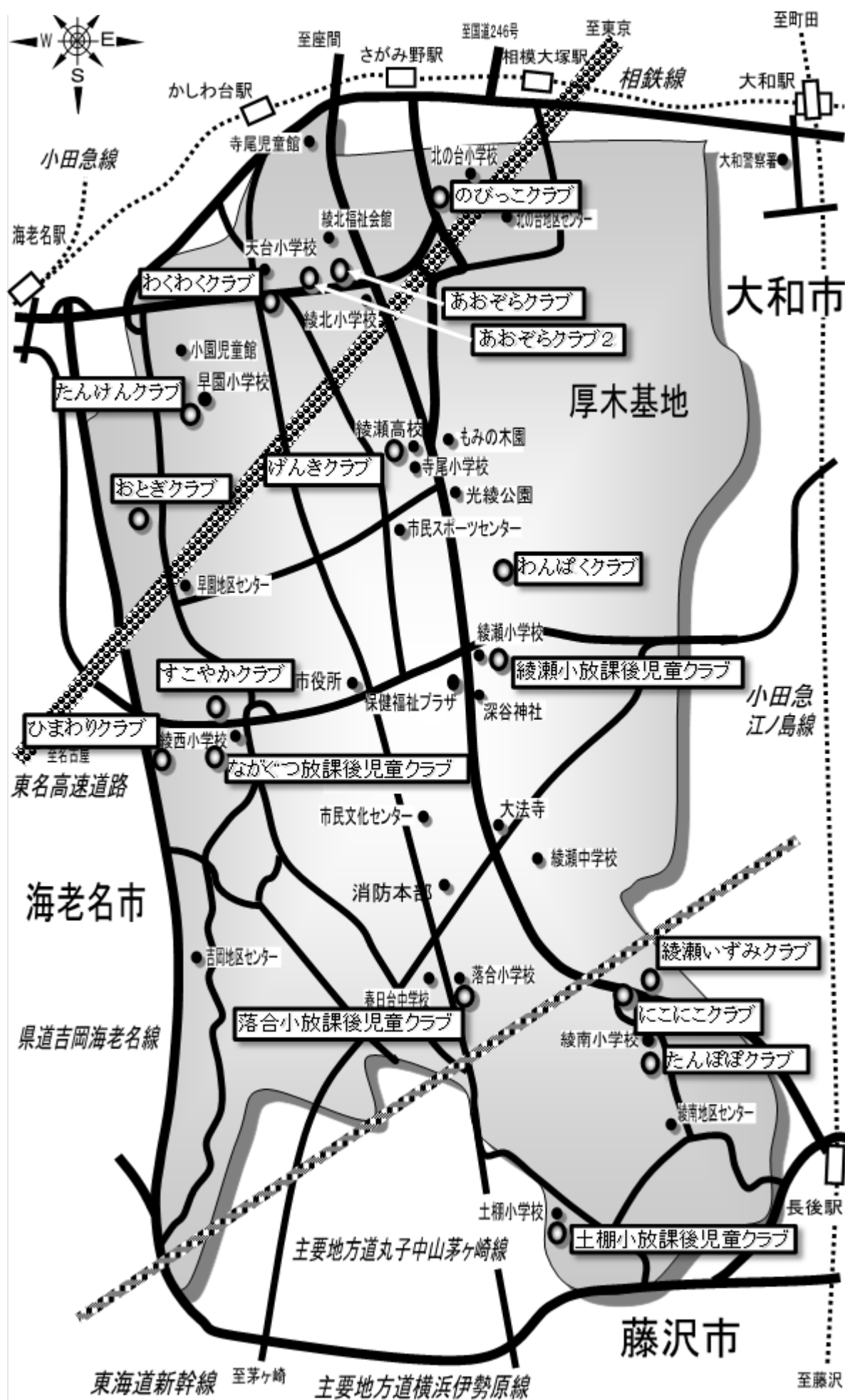
【民設民営放課後児童クラブ一覧】

市外局番（0467）

放課後児童クラブ名	主な学区	所在地	電話番号
わんぱくクラブ	綾瀬小	深谷上 5-3-70	77-5408
あおぞらクラブ	綾北小	寺尾中 1-4-70	78-4412
あおぞらクラブ2	綾北小	寺尾中 1-1-37	55-5212
すこやかクラブ	綾西小	早川 1403-2	77-0383
ひまわりクラブ	綾西小	綾西 4-19-3	73-7938
たんけんクラブ	早園小	小園 407-1 2F	70-1678
おとぎクラブ	早園小	早川 3067-5	76-3841
にこにこクラブ	綾南小	上土棚中 1-2-53 アーバンフィールド 106	55-5909
綾瀬いずみクラブ	綾南小	上土棚北 4-11-41	55-9696
わくわくクラブ	天台小	寺尾西 3-11-1	77-3988
のびっこクラブ	北の台小	大上 8-3-5	77-0852
たんぽぽクラブ	綾南小 土棚小 落合小	上土棚中 1-10-6	38-5383
げんきクラブ	寺尾小	寺尾南 2-6-17	76-6364



9 綾瀬市公設・民設放課後児童クラブ位置図



10 風水害（台風・集中豪雨等）における公設放課後児童クラブの臨時休所措置等に係るガイドライン

1 目的

市は、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に児童、放課後児童クラブ従事者の生命及び身体の安全を守るため、市内の対象施設（以下「施設等」という。）における臨時休所措置等の判断基準及び対応方針を定めたガイドラインを策定する。

2 対象施設

公設放課後児童クラブ

3 臨時休所等の判断

市は、台風や集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断した場合は、本ガイドラインに基づいて、施設等における臨時休所、登所自粛要請等の決定を行う。

ただし、現に危険が迫っている状況である場合を除き、施設等の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に施設等と対応を協議する。

4 臨時休所及び登所自粛要請の判断基準

次のいずれかに該当又は、今後該当する可能性が高いと判断した場合は、臨時休所又は登所自粛要請を行うことを基本とする。

ただし、判断基準に関わらず、あらかじめ危険が予測される場合や、施設等やその周辺の被害状況等によっては、臨時休所又は登所自粛要請を行うことがある。

(1) 臨時休所

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休所とする。

ア 気象庁から綾瀬市に特別警報（大雨、暴風）が発令、又は発令される可能性が高い場合

イ 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示）が発令、又は発令される可能性が高い場合

ウ 河川氾濫・土砂災害等、登所することに危険がある場合

エ 公共交通機関等の計画運休等により、支援員が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（広範囲・長時間）

オ 道路の通行止め等により登退所できない状況が発生している場合

カ その他、災害の状況により施設に被害が想定され、安全な保育の実施に影響がある場合

(2) 登所自肅要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者へ登所自肅要請を行う。

ア 警戒レベル3の避難情報（高齢者等避難）が発令、又は発令される可能性が高い場合

イ 公共交通機関等の計画運休等により、支援員が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（一部の範囲・短時間）

※参考

警戒レベル	行動を促す情報	施設等の対応
5	災害発生情報 【綾瀬市が発表】 （既に災害が発生している状態）	臨時休所
4	避難指示 【綾瀬市が発表】	
3	高齢者等避難 【綾瀬市が発表】 （高齢者等に子どもも含まれる）	登所自肅要請
2	大雨、洪水等注意報【気象庁が発表】	・情報収集と災害への備え ・臨時休所等を視野に入れた対応、準備
1	早期注意情報【気象庁が発表】	

※洪水浸水想定、土砂災害警戒区域に所在する施設等は、より一層の警戒が必要であり、他の施設等より早い段階での臨時休所等の決定を行う場合が想定される。

5 臨時休所等に伴う対応方針

(1) 登所状況による対応方針（保護者への連絡等）

対 応	決定・周知の時期	登所前	登所後
臨時休所	市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知 <u>※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知</u>	登所せずに自宅待機する。	至急のお迎えを依頼する。ただし、道路状況等、危険な場合は安全な状況になってから、速やかなお迎えを行うよう依頼する。
登所自肅要請	市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知 <u>※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知</u>	できる限り登所を自肅するよう促す。	できる限り速やかなお迎えを行うよう依頼する。

(2) 臨時休所等を行う場合の連絡体制

ア 臨時休所又は登所自粛要請を行う場合は、市のホームページ、メール配信等（あやせ安全・安心メール、施設等の連絡メール含む）により保護者に対し速やかに周知する。

イ 臨時休所する場合は、施設等の入口に臨時休所する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(3) 緊急事態に対して施設へ駆け付けられる体制の確保

施設等の責任者は、緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制を確保する。

(4) 開所時間中の臨時休所等に係る応急保育

施設等は、保護者のお迎えが終了するまで、安全に配慮し保育を行う。

(5) 臨時休所等を解除し保育を再開する目安

避難指示が解除され、施設の運営に支障がないことが確認できた場合は、臨時休所等を解除し保育を再開する。

6 保護者等への説明・周知

保護者会や入所説明会等、あらゆる機会を捉え、平常時から保護者に対し臨時休所等の取り扱いについて、十分な説明、周知を行う。

